

## 第7回舞鶴市廃棄物減量等推進審議会

### 議事録

#### 【開催日時】

平成30年1月26日（金） 午前10時00分～午前12時00分

#### 【開催場所】

市役所本館4階 議員協議会室

#### 【出席委員】

青山委員、足立委員、尾上委員、木谷委員、品田委員、谷口委員  
西山委員、藤原委員、山川委員  
(12名中9名出席：有効に成立)

#### 【事務局】

市民文化環境部長 飯尾、生活環境課長 福田、清掃事務所長 本合、  
リサイクルプラザ所長 橋本、生活環境課主幹 田中

#### 【傍聴者】

なし

#### 【議題】

- (1) 2R（リデュース、リユース）の推進について
- (2) その他

#### 【配布物】

- |     |  |
|-----|--|
| 資料1 | 事業系ごみの減量                                 |
| 資料2 | 紙ごみの減量                                   |
| 資料3 | 公平な受益者負担の実現                              |
| 資料4 | 平成29年度スケジュール                             |
| 参考① | (京都市作成パンフレット)<br>「事業所から出る廃棄物は適正に処理しましょう」 |

【午前 10 時 00 分 開会】

【開会】

田中主幹 定刻となりましたので、只今から「第 7 回舞鶴市廃棄物減量等推進審議会」を開会させていただきます。

まず、事務局から本審議会の定足数についてご報告申し上げます。

本日の会議は内海委員、田中委員、森委員の 3 名が都合により欠席されております。出席委員は 9 名で、市条例施行規則第 5 条第 2 項で定める過半数を超えておりますので、審議会は有効に成立しておりますことを報告させていただきます。

また、本日の議題の中には、非公開情報が含まれておりませんので、公開会議であることをご了承いただきたいと思います。

次に、本日配布しております資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

皆様資料はお揃いですね。

事務局からの報告は以上でございます。

それでは、会議の進行につきまして、山川会長よろしく願いいたします。

【議題 1 2 R (リデュース、リユース) の推進について】

山川会長 それでは、改めまして、ただ今から「第 7 回舞鶴市廃棄物減量等推進審議会」を開会します。

早速ですが、本日の議題に入りたいと思います。

お手元の次第でございます、議題 (1) 「2 R (リデュース、リユース) の推進」について、事務局から説明をお願いします。

福田課長 それでは、議題 (1)、「2 R (リデュース、リユース) の推進」につきまして、ご説明いたします。

「2 R の推進」に関しましては、前回、第 6 回の審議会において、「食品ごみ、生ごみの減量」、「プラスチックごみの減量」、「リユースの推進」の 3 つのテーマについてご審議いただいたところですが、本日は、前回に引き続き「2 R の推進」のうち、残っております「事業系ごみの減量」、「紙ごみの減量」、「公平な受益者負担の実施」の 3 つのテーマについてご審議いただきたいと思います。

では、はじめに「事業系ごみの減量」について、ご説明申し上げます。資料1をご覧ください。前方のスクリーンでも同じものをご覧くださいいただけます。ここでは、5項目に分けてご説明いたします。

2ページをご覧ください。はじめに今回ご審議いただく事業系ごみとは何かについてご説明いたします。

廃棄物には、産業廃棄物と一般廃棄物の2種類があります。産業廃棄物とは、商店・会社などの事業所から出る廃棄物で、法令で汚泥、廃プラスチック、金属片、ガラスくずなど20種類が定められています。

一方、一般廃棄物とは、一般家庭から出る廃棄物のほか、商店・会社などの事業所から出る廃棄物を指し、先ほど説明しました産業廃棄物以外の廃棄物を言います。今回、ご審議いただく事業系ごみについては、この一般廃棄物のうちの事業系ごみ(舞鶴市では可燃ごみのみ)を対象とさせていただきます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律いわゆる廃棄物処理法においても、事業活動に伴って生じた廃棄物は、自らの責任において適正に処理することと定められております。

3ページをご覧ください。舞鶴市では、現在、事業所から出た厨芥類や紙類などの可燃ごみについては、生活ごみと異なり、地域のステーションには出せず、事業用の指定ごみ袋に入れて、清掃事務所に自己搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼し処理していただいております。

その他の事業系ごみについては、産業廃棄物として処理していただいております。

事業系一般廃棄物の推移についてであります。グラフのとおり、近年は横ばいから微減傾向となっております。

また、可燃ごみのうち、事業系ごみが占める割合は16%前後と推定しており、京都府内の平均27%と比べますとかなり少なくなっております。

4ページをご覧ください。舞鶴市では、現在、収集運搬業者が家庭ごみと事業系ごみを混載して収集を行っており、可燃ごみのうち、事業系ごみが占める割合の16%は、収集運搬業者からの報告などによるもので、正確な量を把握していないのが現状であります。また、事業系ごみの組成も把握できていないことから、まずは、正確な量の把握から取り組む必要があります。

事業系可燃ごみの他自治体の把握状況についてであります。公益

財団法人古紙再生促進センターのデータによりますと、ごみの量を把握している自治体は約 65%、把握していない自治体は約 30%、また、組成調査を実施した自治体は約 14%、実施していない自治体は約 80%となっております。

次に 5 ページをご覧ください。自治体による事業系ごみに対する取り組みの方向性についてであります。どの資源物をターゲットに減量化を進めて行くのかの設問に対して、生ごみが約 20%、紙ごみが約 30%と全国的に過半数を占める結果が出ております。また、今後、舞鶴市においても取り組むべきである廃プラスチックについては、約 5%を占めております。

6 ページをご覧ください。他自治体による事業系ごみの減量の取り組み事例についてであります。「施設内での搬入物検査や展開検査」、「資源化可能な古紙の搬入禁止」、「搬入許可証、搬入予約制」、「多量排出者に対する取り組み」などが挙げられます。

7 ページをご覧ください。ここからは先ほどの他自治体による取組事例を具体的に紹介させていただきます。

はじめに施設内での搬入物検査や展開検査についてであります。舞鶴市を除く京都府下 14 市のうち、8 市で事業者が焼却施設へ持ち込んだ内容物の確認や一般廃棄物収集運搬業者を対象とした展開検査を実施されており、現在、検討されている市もあります。

次に 8 ページをご覧ください。このグラフにつきましても、古紙再生促進センターのデータですが、事業系可燃ごみの中の資源化できる紙の搬入規制の割合については、「機密書類は受け入れている」が約 15%、「小規模事業所の紙類のみを受け入れている」が約 1%、「資源化できる紙はすべて受け入っていない」が約 11%となっており、「特に何もしていない」が約 62%となっております。

9 ページをご覧ください。搬入許可証、搬入予約制の取り組み事例についてであります。福知山市では、事業所のごみを施設へ搬入する場合は、事前に搬入許可申請や搬入カード貸与申請が必要であり、審査後に搬入許可証や搬入カードを交付されています。

また、他市では、月 1 トン以上を排出する事業者を多量排出事業者と定め、減量計画書の作成や提出、廃棄物管理責任者の選任・届出を義務付けている事例もあります。

次に 10 ページをご覧ください。ここでは、神奈川県川崎市の 2 社の取り組み事例を紹介します。

東芝浜川崎工場では、部署単位で廃棄物の排出量・品目を把握して、

その量に応じた処理費用を負担する取り組みを実施されております。その結果、廃棄物処理経費が減少し、その他の事業予算の増加、ごみ排出量の削減、分別の徹底、コスト削減の意識が高まり、ごみの減量が推進されたと報告されております。

また、パイオニア本社では、社内で発生する廃棄物を 40 品目に分別されるなど、多品目にわたる分別排出の徹底により、コスト面でのメリットや社員の意識向上に繋がっていると報告されております。

最後に 11 ページをご覧ください。本市での今後の取り組み案についてであります。これまで紹介した他市等の取り組み事例を参考に、「事業者ごみの減量・資源化啓発、さらなる実態把握」、「施設搬入時の展開検査、指導など」、「焼却処理施設への紙ごみの搬入規制」、「施設持ち込みに対する搬入許可証、搬入予約制」、「多量排出事業者に対する減量計画策定の義務付け」、「資源化ルートの確保」などが考えられます。

事業系ごみの減量についての説明は以上であります。

山川会長      ありがとうございました。  
ご説明いただきました資料について質問等ありましたらお願いします。

西山委員      事業系ごみは、しっかり調査をすれば他市と同じぐらいの量が出ると思っています。舞鶴市の場合は、事業系可燃ごみが 16%で他市に比べると低いですが、しっかり把握できていないのではないかと思います。

福田課長      現在、舞鶴市は事業系可燃ごみを生活ごみと一緒に収集しているため、正確な量を把握できていないのが現状です。資料の中で 16%としている根拠は、収集分については、収集運搬業者から毎月提出される報告書をもとに、事業者が直接搬入する分については、清掃事務所での計量をもとに出させていただいています。しかし、収集業者が依頼を受けて収集している量については、正確な量を把握できていないので、16%という割合が正確な量か把握できていないのが現状です。

山川会長      事業系可燃ごみは生活ごみに含まれていることもあるので、正確な数字を出すのは難しいです。全体的に見ても、事業所が多い市町

村は事業系ごみの比率も高くなりますので、舞鶴市の現在の事業所数の状況と比較しても実態が少ないのではないかと思います。

青山委員 事業用の指定ごみ袋に入れての清掃事務所への直接搬入は無料ですか。

福田課長 舞鶴市は生活ごみ、事業系可燃ごみについては指定袋制度で有料化をしていますので、指定袋に入れて、清掃事務所に直接搬入いただいた場合は搬入手数料をいただいております。

青山委員 例えば、事業所はごみステーションに生活ごみと一緒に事業系可燃ごみを出すことは可能ですか。

福田課長 生活ごみは各地域、自治会で決めたステーションに出していただいておりますが、事業系可燃ごみについては、事業所と収集運搬業者で直接契約をしております。

青山委員 契約しているということは、お金が生じているということですか。

福田課長 指定袋の購入とは別に、収集運搬に要する費用を払ってもらっています。

藤原委員 事業所から出る空き瓶やペットボトルは、直接施設に持ち込めば無料で引き取っていただけるのですか。

福田課長 舞鶴市の場合、事業所から出る不燃ごみは、法令で定められている 20 種類の産業廃棄物に該当しますので、事業所から出る不燃ごみについては、産業廃棄物を適正に処理している業者と契約をして処理いただくことになります。

藤原委員 リサイクルプラザに直接搬入しても引き取っていただけないのですか。

福田課長 はい、引き取っておりません。

西山委員 産業廃棄物については業者をお願いして処理しています。一般廃

棄物についても週 2 回収集に来ていただいています。収集運搬費用を支払い、指定のごみ袋に入れて出しています。職員がお昼に食べた弁当のプラスチックの容器、ペットボトル等は本来従業員に持って帰ってもらえると良いのですが、それも難しいので、そのようなものも産業廃棄物として排出しています。

山川会長 家庭から出る不燃ごみと同じ性状の事業系不燃ごみでも事業所から排出するとプラスチックや金属等については全て産業廃棄物になります。産業廃棄物は産業廃棄物専門の業者と契約して処理をしなければいけませんし、一般廃棄物は産業廃棄物とは別に業者と契約しなければいけません。この辺りの仕組みについては、事業をされていないと分からないことだと思います。

青山委員 言いたかったのは、事業系ごみの排出量を把握されていないなかで、収集業者から提出された資料をもとに想定で政策を進めるというのは非常に非科学的であるということです。市としてきちんと実態を把握する必要があると感じます。

山川会長 この件について事務局から何かあればお願いします。

福田課長 市としても量を把握することは非常に重要であり、今後、ごみ減量化の取り組みを進めて行く上で必要と思っております。まず、他市の事例として紹介しましたように、搬入物検査等できっちり把握することも必要だと思います。しかし、課題として事業系可燃ごみと生活ごみを混載で集めておりますので、どのような方法で事業系可燃ごみだけを収集し、把握するのかということが大きな課題だと思います。ごみ収集業者との協議等も必要になってくると思います。

山川会長 生活ごみと一緒に収集することによってコストは下がります。しかし、一緒に収集することになるのでそれぞれの回収量が把握できません。今まではコスト優先で収集をされていたと思いますが、今後どうしていくか議論が必要だと思います。

この件についてなにかご意見があればお願いします。

谷口委員 ごみの量を把握するのにコストがとてかかることが、現在においてもごみの量が把握できていない理由ですか。

福田課長 経費削減のため、生活ごみと事業系可燃ごみを混載で収集してもらうようお願いしています。これが、事業系可燃ごみの収集量が把握できていない原因になっています。

青山委員 収集業者との契約は、袋の数とか量の重さが契約書に書かれているのですか。

山川会長 収集業者と排出事業者の契約形態はいくつかのケースがありますが、小さな市町村では、ほとんどが月単位で契約しています。地域によって異なりますが、月単位の契約では、最初に重さを量り標準を決めたのち月単位で契約しているところが多いです。大きな市では、量や回収頻度に応じて契約しているところもあります。

福田課長 先ほどの収集運搬料金ですが、舞鶴市の場合は一定のエリアを決めて収集運搬許可を与えています。単価としては、一袋につき約120円を目安に契約されています。

山川会長 許可業者と排出事業者の間で袋単位の契約をしていると従量制になっているので排出事業者側としたらごみを減らせば処理にかかるコストが削減できると思いますが、西山委員そのあたりについて教えていただけますか。

西山委員 定額で払っています。ただ他の事業所との前後はあると思います。

飯尾部長 業者によっても結構ばらつきがあります。事務局として考えていますのは、どこまでシビアに調べないといけないかというところですが、極端に99.99%の精度で調べるためにはコスト、手間がとてまかかります。大まかに調べるにしてもどこまで大まかに調べるのか、コストと見比べて検討していきたいと思っています。

今は、あまりにも大雑把なので、本当にこの量が正しいのか私どもも自信を持って言えない状況です。コストを上げてまでシビアに調べる必要はないと考えていますが、多少変わったからといって施策が変わるわけではないという範囲の精度では把握できるよう検討していきたいと思っています。



西山委員 生活ごみと事業系可燃ごみを分けて捨てておられると思いますが、住まいと店が一緒だと生活ごみの中に事業系可燃ごみが紛れ込むということはありえると思います。

山川会長 そのあたりの実態をしっかりと確認して把握することが必要だと思います。

青山委員 実態を調査するにあたって調査期間が1年というのが目安になっていますが、1年間の全量を調べる必要はないと思います。季節ごとに排出量は違うと思いますので、4つの季節ごとにどのくらいの量が排出されているか調査をすれば手間がかかることではないですし、ある程度類推できると思います。

山川会長 ありがとうございます。

青山委員が言われたことも1つの方法だと思います。ちなみに許可業者から排出者の名簿と資料は提出されていますか。

事務局 資料等の提出はありません。

山川会長 そのような方法を採用している自治体もありますので、事業系可燃ごみの量を類推する際のひとつの参考になると思います。そのあたりも検討していただければと思います。

量をしっかりと把握するというについては、コストとの比率を考慮しながら検討をお願いします。

減量の取り組みとしては、取り組み案を6つ挙げていただいております。このような方向で進めて行くということで良いか、また、実行するにあたり注意すべきことについてのご意見がありましたらお願いします。

資料の方に事例等を掲載していただいておりますのでそちらを参考にいただいても結構です。

これから関係してくることでありますが、他市からの違法な持ち込みや産業廃棄物の搬入抑制が例として挙げられます。それらをしっかりと実施していくことで、事業系可燃ごみの排出量の削減ができると思います。

青山委員 清掃事務所に直接搬入される量と、事業所が収集業者と直接契約して回収されている量の比率は把握されていますか。

本合所長 直接搬入されている台数は把握していますが、直接搬入と収集されて搬入される量との区別はできていません。

山川会長 このような区別がしっかりできるといいと思います。施設の方で事業者の直接搬入での収集量は把握されていますか。

本合所長 直接搬入での収集量は分かります。

山川会長 直接搬入における事業系可燃ごみの搬入量は分かっていますので、許可業者が収集する事業系可燃ごみの収集量が分かれば比率は分かると思います。

足立委員 新規で事業を始められる方の中には、ごみの捨て方が分からない人もいると思います。正しいごみの排出方法を知らない事業者が個人の感覚で排出しているのではないかと個人的に思っていますが、ごみの排出方法に関して指導等をされていますか。

福田課長 現在、舞鶴市ではごみ分別ルールブックを発行し、新聞折り込み等で配布しております。その中の一部でごみの処理方法についても掲載させていただいておりますが、正直なところ啓発不足だと実感しております。

以前には、「事業者の皆さんへ」というパンフレットを作成して、事業者への配布、新聞折り込み等にて周知を図った経過があります。市としても事業者へのごみの減量や資源化、分別の徹底についての啓発は今後も必要だと思います。今後どのような形で啓発していくか検討し、更なる充実を図っていきたいと思います。

足立委員 個人の感覚で排出される事業者が圧倒的に多いと思います。事業系可燃ごみの割合が 16%と低い理由として、舞鶴市の事業所数が少ないためと言われていましたのでそれも一理あると思いますが、もっと徹底して啓発をし、調査していくことで適正な数字が出てくると思います。

福田課長 資料でもお配りさせていただいておりますが、他市の事例として京都市では、「事業所から出る廃棄物は適正に処理しましょう」とい

ったパンフレットを作成されています。このような資料も参考にし、検討したいと思います。

藤原委員　私は舞鶴で事業を立ち上げて3年経ちました。しかし、先ほども質問させていただいたとおり、事業系ごみの出し方について分からないことが多くありましたので、事業所向けの冊子等があると非常に助かります。

山川会長　どのタイミングで啓発を行うと確実に伝わるのかというところが難しいとは思いますが、啓発できるタイミングを模索していくことも必要だと思います。

足立委員　市の方に開業届け等の提出はされていないのですか。

福田課長　開業届け等の書類は市に提出されていないと思います。飲食店等は保健所へ提出されていると思います。

西山委員　許可は必要なので私のところは提出したと思いますが、届け出を必ず提出しないといけないということはないと思います。

足立委員　法人の事業所でもですか。

山川会長　特にないと思います。税務署への提出等はあると思いますが、自治体への提出はないと思います。

青山委員　経済センサスや何かの調査をする時に全事業所に調査票を配布していると思いますがいかがですか。

飯尾部長　統計調査をする時に事業所は全部把握しています。

青山委員　その時に合わせて配布するのは可能ですか。

田中主幹　国の統計調査と合わせて行うことは難しいと思います。

山川会長　事業所統計調査で得たものを、行政から何か働きかけていく時に使用することは可能ですか。

田中主幹 統計調査のために使用することは可能だと思いますが、他の目的に使用することはできないと思います。

足立委員 市として舞鶴市にいくつの事業所があり、何人の人が働いているかについて把握されていますか。

青山委員 売上高や売り場面積等の調査、事業所統計調査を行っていると思いますので、事業所統計調査で得たデータはあると思いますし、正確な情報ですので、数字はしっかり把握していると思います。

田中主幹 事業所の統計調査は実施されているので事業所の名簿等はありませんが、それを使って他の統計調査を行う場合は、国の承認等が必要になると思います。

山川会長 国に届け出を出して許可をもらった場合、統計調査では使用できると思います。可能であればそのような方法も活用できると思います。

木谷委員 事業所に勤めているので事業系ごみを出す機会がありますが、事業所から出すごみは分別せずに出しても大丈夫とされている人が多いと感じます。

市民に対して分別をするように指導をしていますので、事業所にも同じように指導していけばいいと思います。一般家庭だけでなく、事業所にも分別や減量の啓発をすることでごみの減量に繋がっていくと思います。

福田課長 今回のテーマであります事業所系可燃ごみ、紙ごみの資源化についてはまだまだ改善の余地があると思っておりますので、更に啓発していきたいと思います。ただ、事業所から出る不燃ごみについては産業廃棄物に該当するので、産業廃棄物業者がどのように処理するかによって分別方法が変わってきますので、生活ごみと同じように分別をしたことで業者に引き取ってもらえないということも可能性としてあります。この辺りについては市としても把握し、周知していきたいと思います。

山川会長 事業所から出る不燃ごみは産業廃棄物に該当しますので、市との関わりが薄くなってしまいます。市に権限がないため指導するのは難しいと思いますが、紙ごみについては市が受け入れていますので分別の徹底について指導することは十分可能だと思います。

尾上委員 一般廃棄物として事業系ごみの分別を進めていき、段ボールは資源ごみだと知らずに産業廃棄物として処理されることで舞鶴市が集める紙ごみの量は減りますが、その分が産業廃棄物として処理されていると事業系ごみの分別に関して啓発している意味がないのではないかと思います。

山川会長 実態を把握することが難しいのでその可能性はあると思います。紙が産業廃棄物として回収されているという事はあまり聞いた事がないのですが、やはり受け皿がないと産業廃棄物として排出されることになりかねないので、しっかり受け皿を作っていく必要があると思います。その辺りについても検討してみてください。

紙ごみの搬入規制について、施設への持ち込みにかかる搬入許可証、搬入予約制という取り組み案が挙がっています。この取り組みでは直接搬入する事業者は事前に予約をし、許可を得た上で搬入するという仕組みになっていますがご意見等ございますか。

西山委員 事前に話を聞いたときに、我々事業者は指定ごみ袋に入れて、会社名の記載されている車で清掃事務所へ搬入していますが、他府県、他市から舞鶴市の施設へごみを直接搬入されているケースもあるとお聞きしましたので、事業者への負担がないのであれば、受付時に事業所名を提示してごみを捨てる方法にするべきだと思います。

手間やコストの面を踏まえながら十分に検討いただきたいと思いますが、当たり前のことを実施するのであれば事業者からの了解も得られると思います。

山川会長 今挙がっている 6 つの取り組み案について特に大きな問題はないですか。このような内容であれば大丈夫でしょうか。

また、実施する前に啓発しておいた方が良いという意見や留意事項があればお願いします。

西山委員 午前中に収集業者がごみを収集していますが、事業所や一般家庭

から午後から収集をして欲しいというような依頼はないのですか。清掃事務所へ直接搬入する場合は、午後からでないと搬入できないというイメージがありますが、午後からでないと搬入できないのですか。

本合所長 特に制限はしていません。

山川会長 ただでさえ直接搬入される車が並んでいますので、混んでいる時間だと随分待たないといけないということはあるかもしれません。

青山委員 事前の搬入予約は結構面倒だと思いますがいかがでしょうか。

西山委員 予約は面倒だと思います。搬入時に受付で受付簿に事業所名や氏名を記入する方法であれば手間もかからないと思います。

青山委員 京都市では、個人でも事業所でも搬入できる仕組みを行っているのですが、何を搬入するかをマークシートに記入し、住所を書く欄には事業所なら事業所名を書き、個人なら氏名を書き、個人だと免許証といったようなそれらを証明できるものを見せて確認できれば、一種の搬入申請書及び搬入許可証になっています。舞鶴市で導入する場合も、そのような仕組みで実施すればいいと思います。

搬入予約について、搬入前に表に記入する方法や電話でできるのなら手間もかからないので良いと思いますが、舞鶴市で行う場合、搬入予約に関してどんな風に考えていますか。

山川会長 事務局から説明をお願いします。

福田課長 イメージとしては、事前に搬入してもらう日時を予約してもらう形でしていこうと思っています。現在、リサイクルプラザへの土日の直接搬入については予約制にしていますので、同じ要領で行う事は可能だと思います。

山川会長 予約は、ホームページからでも、電話からでもできるのですか。

福田課長 現在は、電話での予約のみ受け付けています。

山川会長 リサイクルプラザの場合は現在、電話でのみ予約を受け付けているということですね。

事業系可燃ごみの搬入について予約制度を導入するとしたら、どのようにお考えですか。

事務局 例えば、資料に記載しております福知山市の事例で申し上げますと、直接搬入される場合はあらかじめ搬入許可カードの申請をしてもらい 3 年間使用可能なカードを発行し、搬入時にカードを提示していただいているという風に聞いています。このような事例を参考例として掲載させていただいているところであります。

山川会長 許可証があれば事前に予約をするのではなく、受付で搬入量を記入すれば搬入できるということですか。

事務局 福知山市の事例では、許可証があれば事前予約なしで搬入できます。

山川会長 許可証があれば予約はいらないということですね。

尾上委員 お話を聞いていると、どんどんクラシックな方法を導入して進めていくという話になっている気がします。今は人員削減をしていき、できるだけスマートな形でできる取り組みを行い、適切に処理ができ、尚且つ機能的になっていけばすごく良いと思います。しかし、そのために手間をかけていくというのは逆行しているのではないかと思います。

取り組みについては良いと思いますが、取り組みをやる体制として、最初は初期投資の少ない人員をかけて行う方法でもいいと思います。ただ、それを一度導入してしまうと、スマートな体制にしていく時にまた費用がかかってしまうということで見直しがされず、仕事だけが増えてしまうと思います。そうなれば、市役所側にも事業所側にも負担がかかってしまいます。

ですので、導入する時にまずスマートにでき、手間や人員がかからないように最大限考えた上で実施しないと、舞鶴市に新しい事業主が増えない原因になりかねないと思います。やりやすい方法を提案してあげないと大きな事業主が面倒と感じ、他のところへ行ってしまわないかという気もするので、手間のかかってしまう方法に進めて

いく方向性は違うと思いました。

品田委員 現在でも山や谷に不法投棄された廃棄物が見受けられます。不法投棄はいけないことですが、持ち込みの規制が厳しくなり搬入が煩わしくなると不法投棄やポイ捨てが増えるのではないかと心配です。もし不法投棄がどのくらいあるのかという統計等がありましたら、教えていただきたいです。

山川会長 ありがとうございます。  
不法投棄等が起こらないか心配という意見がありましたが、今統計の資料があればお願いします。

事務局 具体的な数字は無いのですが、廃棄物処理法において不法投棄に関する罰則が年々かなり厳しくなっているということもあり、ここ数年、京都府内の大規模な不法投棄案件も発生していない状況です。ただし、小口の生活ごみや引っ越しごみ等の少量の投棄、ポイ捨てというようなものは継続して発生している状況です。

山川会長 苦情や通報といった形で受けた連絡件数のデータはとっていらっしゃるのですか。

事務局 全てを一元的に市で把握をしているわけではなく、国や京都府等の道路管理者の方に連絡が入ることもありますので、市で取りまとめはしていません。

山川会長 分かりました。

福田課長 業者に委託し不法投棄パトロールをしていますので、その業者が発見した件数については報告をいただいております。昨年度では300件程ありました。27年度は500件、26年度は600件ということで減少傾向にあります。

パトロールで見つけた廃棄物については基本的にその土地の管理者に処理責任があり、それらを全部市で回収することはしていないので、パトロールにより抑制をしているのが現状です。発見したごみが散乱していた場合は回収するケースもありますが基本的にはパトロールするという形で行っており、パトロールによって確認した件数に



については把握しています。

山川会長 発見件数で見ると減ってきているという風に見えるということですね。

谷口委員 福知山市の例で、搬入許可証を使用して搬入する制度をされているということで紹介されていますが、福知山市は4ページでいうところの事業系ごみについての量を把握し、そのデータに基づいてプロセスを立て、許可証を交付するというルールを作られたのですか。

山川会長 福知山市が事業系のごみの量を把握しているのかというところですね。事務局よりお願いします。

福田課長 福知山市の場合は家庭ごみとの混載収集をしていないので、一定量の把握はしているだろうと思います。ただ、事業系ごみの内容物の確認や展開検査については、現時点で福知山市では実施されていないと聞いています。

山川会長 家庭ごみとは別に収集をしているということですね。

谷口委員 取り組み案が挙がっていますが、現在のごみの排出量がどのような状況なのかを把握していないと、今後、施策展開する際に誰にどのくらいの手間がかかるのか、また、対象になるのかどうか分からないと思いますので、実態把握がすごく重要だと感じます。

山川会長 今の事業所からの直接搬入件数は把握されていますか。

本合所長 平成28年度ですと、清掃事務所に直接搬入された事業所の車の台数は23,000台であり、全体では22万台入ってきていますので、だいたい1割ぐらいが事業所からの搬入になります。ただ、先程申し上げましたように、混載で収集されて搬入される量については収集車の搬入台数を把握できませんので、あくまでも事業所として直接搬入された台数が23,000台になります。

山川会長 許可証を発行すると、28年度の搬入台数が23,000台ですが、もちろん同じ業者が何度も搬入していると思いますので、搬入件数が

23,000 件ではないと思いますが、その事業所が対象になります。ただし、これは個別の事業所を特定していないので、どのくらいの事業所に相当する台数なのかは分かりません。最大 23,000 台と台数としてはなりますが、いずれにしても実態を把握する必要があると思います。

実態が把握できていないと次の取り組みに着手できないという事ではないと思いますので、先程言われたように手間の問題、搬入手続きが過剰になる事で起きる問題、あわせて不法投棄につながってしまう可能性もあるという意見もありましたので、その辺りを視野に入れた上でどのようなシステムで導入していくかということと、実態把握をしっかりと進めていただくことが必要だと思います。

事業所ごみについての取り組み案について異義等はありませんので、まずは実態把握を徹底し、取り組みを導入するにあたり、最初に実態を把握し、どの程度の手間がかかるのか想定した上で効率よくできる工夫を検討し、不法投棄や散乱ごみの増加につながらないように注意を払いながら実行していくという方向で進めていきたいと思えます。このような内容のまとめ方でよろしいでしょうか。

(異議なし)

山川会長      ありがとうございます。その方向で行きたいと思えます。

#### **【議題 1 資料 2 「紙ごみの減量」について】**

山川会長      続きまして、資料 2 「紙ごみの減量」について事務局より説明をお願いします。

福田課長      それでは、次に「紙ごみの減量」についてご説明いたします。

「紙ごみの減量」に関しましては、これまでの審議会におきましても、ご意見を頂戴しているところであります。また、昨年 8 月に提出いただいた中間答申におきましても、検討課題として「古紙やその他の容器包装についてもごみの減量・資源化の推進につながる取り組みが必要である」との提言をいただいたところであります。こうしたことから、ごみ減量の観点から 2 R の推進のテーマの 1 つとして盛り込ませていただきました。

資料 2 をご覧ください。前方のスクリーンでも資料と同じものをご

覧いただけます。ここでは、7項目に分けて説明いたします。

2 ページをご覧ください。舞鶴市の紙ごみ、いわゆる古紙の回収量についてであります。地域の集積所に排出いただくステーション回収と清掃事務所への直接搬入を合わせた行政回収分も地域や団体などで実施していただいております。集団回収分も、紙ごみの分別収集を開始した翌年度の平成 18 年度をピークに減少傾向にあり、平成 28 年度では、紙ごみの回収量がピーク時の平成 18 年度と比べ、49%減少しております。

3 ページをご覧ください。京都府下の状況ですが、京都府内の同規模の市と比べましても、舞鶴市は、減少幅が大きくなっております。

4 ページをご覧ください。現在の舞鶴市における紙ごみの流れをフロー図にまとめております。排出方法としましては、月 1 回のステーション回収、清掃事務所への直接搬入、市役所・西支所・加佐分室に設置してあります古紙回収ボックスによる拠点回収（10 t / 年）、集団回収、週 2 回の可燃ごみへの排出のほか、スーパー等の古紙ボックスの利用、古紙再生事業者への持ち込みがあります。

5 ページをご覧ください。紙類の需要につきましては、古紙再生促進センターのデータでは、全国的には国民 1 人当たりの消費量は、2000 年（平成 12 年）をピークに減少傾向にあり、舞鶴市が有料化を始めた 2005 年（平成 17 年）から比較すると 14%減少しております。なお、古紙回収率は、微増から横ばい傾向となっております。

6 ページをご覧ください。紙の種類ごとに見てみますと、2005 年（平成 17 年）から比較すると印刷・情報用紙は 28%減少、新聞紙は 22%減少しております。

また、出版物の推定販売額につきましても、平成 9 年をピークに月刊誌や週刊誌などの出版物も減少傾向となっております。

次に 7 ページをご覧ください。舞鶴市の可燃ごみの組成割合についてであります。グラフのとおり、可燃ごみに占める紙ごみの割合は、平成 17 年と比較してみましても減少しており、年々分別は進んでいるものと思われまます。

8 ページをご覧ください。先ほどご説明いたしました舞鶴市の紙ごみの流れに基づき、それぞれの排出方法ごとに平成 18 年度と平成 28 年度の回収量の比較を掲載しております。

先ほどの可燃ごみの組成調査の結果からも、可燃ごみへの混入は増加していないものと思われまます。ステーション回収は、2,105 t から 852 t、直接搬入及び拠点回収は、1,127 t から 578 t、集団回収は、

1, 217 t から 847 t に減少しており、全体では、約 2, 200 t、49%の減少となっております。

その他に、スーパー等の古紙ボックスを利用したり、事業者と古紙回収事業者が直接取引を行ったり、行政が把握していない回収ルートに流れたりしている可能性があります。

9 ページをご覧ください。先ほど説明しましたスーパー等の古紙ボックスの利用についてであります。店頭でペットボトルやトレーなどの回収、簡易包装の推進などを実施されているマイ・リサイクル店 14 店舗では、牛乳パックも含め、古紙を約 300 t 回収されているほか、現在、市で把握しているマイ・リサイクル店以外の民間による拠点回収も 4 か所で実施されており、その回収量は約 200 t と推計しております。

平成 18 年度までは、牛乳パックを除く紙ごみを回収されている所はありませんでしたが、牛乳パック以外の紙ごみの拠点回収をはじめられたマイ・リサイクル店も含め、現在、10 箇所で開催されています。

下の円グラフをご覧ください。舞鶴市の古紙回収量の減少原因の推測についてであります。あくまでも、平成 18 年度と平成 28 年度の実績による比較ではありますが、先ほどご説明しました全国的な紙類の需要データから人口減少やペーパーレス化による分を 25%と仮定すると約 550 t、民間拠点回収への流出分が推計約 500 t、23%で、これらが約半分を占めると推測されます。

そのほかの減少分につきましては、古紙の引き取り価格の引き上げなどによる事業所と古紙業者との直接取引などによるものと考えられます。

いずれにしても課題はありますが、ごみ減量の観点から見れば、このようにいずれかのルートで資源化に回っていることを考えますと行政回収による古紙回収量の減少は必ずしも悪いことではないものと考えられます。

10 ページをご覧ください。この円グラフは、平成 28 年度の可燃ごみの組成調査の結果であります。紙類の占める割合は 35%、そのうち資源化できる紙は半分程度の 18%となっており、約 4, 000 t のリサイクル可能な古紙が含まれております。

右上の表のとおり、全国的には資源化できる紙ごみの割合は約 13%となっており、舞鶴市においてはまだまだ分別の余地が残っていると言えます。

11 ページをご覧ください。他自治体や事業所による紙ごみの減量・資源化の取り組み事例についてであります。排出機会の確保、事業系ごみの搬入規制などがあげられます。

12 ページをご覧ください。さきほどの取り組み事例を具体的に紹介させていただきます。

排出機会の確保についてであります。古紙再生促進センターのデータによりますと、行政回収の古紙排出場所は、ステーション回収が約 80%を占めており、古紙回収頻度につきましては、月 1 回が一番多い約 30%を占めており、現在の舞鶴市の回収方法は平均的であると言えます。

次の事業系紙ごみの搬入規制につきましては、先ほど事業系ごみの 10 ページでご説明いたしましたとおりですので、説明は割愛させていただきます。

13 ページをご覧ください。シュレッダー古紙につきましては、紙の繊維が短く切断されて紙の原料として使える割合が少なくなったり、保管や輸送のコストが高くなったりして、古紙回収事業者や再生紙メーカーが扱いにくくなっております。なお、最近では資源化に配慮したシュレッダーの機種も販売されております。

また、個人情報などが記載されている機密文書などは、シュレッダー裁断から可燃ごみとして焼却処理されるのが一般的であります。

最近では、資源化を前提とした出張裁断や引き取り溶解などを利用する企業も増加しておりますが、近隣には取扱事業者がないのが現状であります。

次に 14 ページでは、行政回収でシュレッダーした紙を回収品目に含めていない割合を円グラフで掲載しておりますが、古紙再生促進センターのデータによりますと回収品目としていない割合が 50%を超えており、舞鶴市と同様に回収品目としている割合は約 20%となっております。

次に 15 ページをご覧ください。事業所の取り組み事例として、舞鶴市役所の取り組みを紹介させていただきます。

もちろん他の事業所でも、同様に取り組んでおられる所も多いと思いますが、市役所では、各課で古紙分別ボックスを設置し、積極的に裏面を利用するなど紙ごみの分別徹底や再利用に取り組んでおります。

各課から排出される古紙は、庁舎内の古紙倉庫に一時保管し、年間約 30 t を古紙再生事業者に売却し、資源化しております。なお、機

密文書につきましては、年間約 13 t を市外の古紙再生事業者で溶解処理しております。

最後に 16 ページをご覧ください。本市での今後の取り組み案についてであります。これまでに紹介した他市等の取り組み事例を参考に、まず、紙ごみを出さない取り組みとしましては、「ごみ減量の広報啓発活動」、「ペーパーレス化の推進」、次にできる限り資源化する取り組みとしましては、「排出機会の確保」、「事業系紙ごみの搬入規制」、「シュレッダー古紙や機密文書の資源化ルートの確保」、「分別の徹底」などが考えられます。

紙ごみの減量についての説明は以上であります。

山川会長      ありがとうございます。

舞鶴市はなぜか他市と比べて古紙回収量が大きく減少しています。色々調べていただいた上で説明していただきましたが何かご質問等ございますか。

青山委員      市で回収している分が減少しているのですか。

山川会長      市で回収している量が減少しています。

青山委員      民間の業者が直接引き取っている量については把握できていないということですか。

山川会長      京都市ではちり紙交換の風習がまだありますが、舞鶴市ではちり紙交換はされていないと思います。

福田課長      以前はありましたが、最近はちり紙交換という形で回収している業者はいないと思います。

山川会長      全国的に見てもちり紙交換が行われている地域は少ないと思います。近年では、公共施設等に古紙回収ボックスを設置し回収をする方法、集積所に出してもらって回収方法を活用されている地域が増えてきています。集団回収で回収された量は資料に掲載いただいていますので、自治会等で集めた古紙の内、市が補助金を出している回収量については市で把握している量に含まれていると思います。

青山委員　それにしても回収量が 4,000 トンから 2,000 トンへの減少はすごいですね。

山川会長　9 ページ目に、他の場所で回収されている量について調べていただいた上で推計を出していただいています。可燃ごみについては、全体のごみの量が減っていく中で紙ごみの割合も減っていますので、可燃ごみとして捨てられている紙の量は増えていないと思います。そうすると、リデュースされているか、見えないところでリサイクルされているかのどちらかだと思います。この件についてはこのように結論が出ています。その上で清掃事務所に搬入される可燃ごみの内古紙の量は全体の約 30%とありますが、その中に資源化できる古紙がどのくらいあるのかについての組成調査はされましたか。

事務局　これは、組成調査で紙と区分したものを再度リサイクルできるものとできないものに再組成という形で調査しております。

山川会長　実際に施設に入ってくる紙ごみをサンプリングして分けるとその約半分はリサイクルできる紙だったということなので、トータルで 2 割ぐらいの量についてはまだリサイクルでき、減らせる量ということです。今後、可燃ごみに含まれる古紙の量を頑張って減らしましょうということですがこの点において何かございますか。

尾上委員　紙ごみの減量は一般の紙ごみと事業系の紙ごみの両方が対象ですか。

山川会長　サンプリングによると思いますが、どのようなサンプリングをされていますか。

福田課長　紙ごみを事業所が可燃ごみとして出されている分は含まれますが、事業所と古紙業者が直接契約されて回収されている分については含まれていません。

山川会長　その場合、可燃ごみに含まれる紙ごみの割合は、焼却炉のピットから取ってきたものを分けて調査を行ったということでしょうか。

福田課長 はい。

山川会長 そうすると事業所ごみとして出したものは含まれるという事になります。

比較的減らし方が明快で取り組み方法も比較的分かりやすいので、可燃ごみに含まれる古紙の削減対策を検討して再度取り組み案を考えていただけたらと思います。

他に何かご意見ありましたらお願いします。

足立委員 説明に来ていただいた時にもお伝えしましたが、資料をデータでいただけたらと思います。データでいただけたら、私はアイパッドを使用することでいつでも見ることができますし、ペーパーレス化にも繋がっていくと思います。可能であれば次回からデータでいただけたらと思います。

また、舞鶴市役所内でどのような取り組みをされているか教えていただけたらと思います。

福田課長 舞鶴市役所の中で行っている取り組みとしては、両面印刷、裏面の再利用等で紙の減量化に努めています。先程のデータでの提供については各委員さんの意見も個別にお聞きし、市役所の行政文書をデータで提供する時の制限等もあるのでそれらも確認しながら検討して行きたいと思います。

足立委員 自社では全てをペーパーレス化しようと目標を掲げて業務をしています。もちろんお客様に書類を持って行く時は紙で持っています。この極端な取組は紙を減らすために始めたのではなく、業務改善ということで始めたのですがデータ管理にしたことで作業効率も上がりましたので、そのような事も含めてご検討いただけたらと思います。

福田課長 先程の補足になりますが、市役所の中でも会議等はまだ紙を使用していますが、各職員への通知や連絡についてはメールや掲示板を使用してペーパーレス化に取り組んでいます。

山川会長 会議資料については、会議に行ける人、行けない人がいると思いますし、その場を全部変えていくのは難しいと思いますが、事前に



メールで配信し、当日紙での資料がなくても大丈夫な人には配布しないという方法で行っていくのがどうか内部的に考え、検討していただきたいと思います。

青山委員 国の省庁の一部では、モニターが各机に設置されている会議室を作り、会議をする時は紙の資料を使わず、モニターの中の資料を使って会議をしています。地方についても今後会議室を作る時には必ずスクリーンを設置したり、既存の会議室にスクリーンを設置したりできると思いますので、そのような方法でデジタル化を進めていくことが必要ではないかと思います。

飯尾部長 一番紙を使うのは議会对応で、理事者や部長たちが紙束になっている資料を使い議会に向けて勉強をします。総務課がなんとかデジタル化できないか数年前から検討していますが、やはり初期投資がかかりますし、紙にメモを書き込む習慣がありますし、他にも様々な問題があるためなかなか導入に至らないのが現状です。

青山委員 長い目で考えれば必ずそのような時代が来ますので、今から少しずつ準備していく必要があると思います。

飯尾部長 参考にさせていただきます。

山川会長 他に何かございますか。

尾上委員 シュレッダー古紙の資源化ルートの確保とありますが、資源化ルートの確保は可能ですか。

福田課長 舞鶴市役所内から出るシュレッダーごみに関しては、現在引き取っていただいております。ただ、紙の繊維が細かく裁断されていて紙の原料として使えないというケースがあるため、分別してある古紙とまとめて単価契約し、回収してもらっていると思います。今後、実態を把握して行く中でどこまで確保できるのか考えていきたいと思っています。

市役所の中では、その紙が本当にシュレッダーすべき書類なのか。また、古紙に回せる紙については古紙としてリサイクルしましょうということで啓発を行っています。

尾上委員 資源化ルートの確保というのは、処理できる業者や場所を見つけていこうということだと思っているのですが、いくつか候補の業者があるということですか。

山川会長 話によると舞鶴市役所ではプライバシーが記載されている紙を溶解処理できる業者に引き渡しており、また、シュレッダーした紙もリサイクルしているということです。市内ではリサイクルできる業者が現在いないが、市外にはいるということで、今後資源化ルートを確保していく場合、どのように確保していくか考えた際に、まずは市外でもいいので契約してくれるところを確保し、リストにまとめて事業所に紹介して行くことが一つの方法だと思います。

今後、市内の回収業者の中でできる業者が出てくれば、市内の業者に委託していくのも1つの方法として挙げられます。もちろん製紙メーカーとの繋がりが事業者側にないとリサイクルできないと思いますので、必ずできるかは分かりませんがそのような経過で実施して行くことも可能性としてあると思います。

尾上委員 それがこの資源化ルートの確保ということになるのですか。

山川会長 私のイメージとしてはそのように理解していますが、事務局の方で違うイメージを持っておられたらお願いします。

福田課長 そのようなイメージです。

山川会長 どこまで実現していけるかは実施してみないと分からないと思います。

尾上委員 そのようなことが意味されているという事ですね。

山川会長 事業所の場合はどうしてもそのままの状態に出せる紙が少ないと思いますので、シュレッダーごみの資源化に関しては非常に重要なポイントだと思います。

尾上委員 溶解というのは再利用できるのですか。

山川会長 溶解というのは、リサイクル方法の一つですが、この方法の良いところはリサイクルするまで誰も開けないということを約束した上で回収し、リサイクルしています。そのため、古紙以外の異物が入っていると機械の故障等が起こる可能性が出てくるので、異物混入の防止の徹底をしっかりと担保していかないとはいけません。

シュレッダー古紙について、排出機会の確保や分別の徹底といった具体的な案があれば事務局よりご説明をお願いします。

福田課長 分別の徹底については紹介させていただいた事例のとおりです。どのように排出すれば引き取っていただけるのか調べ、事業者の皆様へ啓発・周知の徹底を進めていきたいと思っております。

山川会長 先程、分別のお知らせがほしいという意見もありましたが、委員の皆様からこのように周知していけばいいのではないかとというような意見等ございますか。

足立委員 段ボールや雑誌を分別して回収しているのは知っていましたが、古紙をシュレッダーすることでリサイクルするのが大変という事を初めて知りました。

私の仕事は、個人情報載っている書類がほとんどなので、シュレッダーにかけて処理しています。営業でパンフレット等が送られてくるのですが、そのような紙も細かく分別して排出しないとイケないのですか。

福田課長 市の分別区分では、段ボールと新聞とその他の紙に分別して出してもらっており、雑誌やチラシはその他の紙として業者の方に引き取っていただいています。古紙の分別は古紙業者によって異なりますので、古紙業者との契約の時にご相談いただけたらと思います。また、清掃事務所に直接搬入されている事業者もおられます。

今後の啓発の中で強化しているのは、雑誌や新聞、段ボールについては古紙としてリサイクルできるイメージが定着していますが、その他の紙として出してもらおうお菓子の箱や小さな紙ごみに関してもリサイクルできますので、それらも古紙としてリサイクルしていただけるように啓発を進めて行こうと思います。

足立委員 A4判の紙がたくさん出た場合も資源ごみとして出すことができる

のですか。

福田課長 市役所内でも書類やチラシは紙ひもで縛って排出し、業者に引き取ってもらっています。

青山委員 私は家で、雑紙やトイレットペーパーの芯などは薬等の小さな箱に入れ、書類やチラシと一緒に縛って出しています。

京都市では地域のステーションで民間の業者が集団回収していますが、舞鶴市ではどうですか。

飯尾部長 舞鶴市では、地域で排出された古紙は市の手配した民間業者が回収しています。

青山委員 事業所は古紙業者と直接契約される形ですか。

飯尾部長 直接契約し、回収されています。

山川会長 舞鶴市の古紙回収業者は、集団回収も扱っておられますので、基本的に雑紙も回収されています。回収できないものは汚い紙、においのついた紙、他の物質が入っている紙です。例えばフィルムが付いている紙やプラスチックと一緒にになっている紙、感熱紙といった紙が含まれます。この3つの紙以外は基本的にリサイクルできますので、その他の紙として排出すればリサイクルできます。

足立委員 そのようなことも含めて、事業所ごみのことを教えていただけたらと思います。

山川会長 紙の分別方法について分からないという方もおられると思いますので、チラシ等で周知していく必要があると思います。

西山委員 12ページで先程舞鶴市の古紙回収量が32%と説明いただきましたが、週に1、2回収集しているところは回収量が45%ですので、回収頻度が少ないため古紙回収量が少ないのではないかと思います。私の所では、古紙が溜まると回収に来ていただき引き取ってもらっています。

それから、事業所の機密文書だと個人情報に記載されているという

ことで流出してしまうと大変なことになりますので、そのような書類はシュレッダーにかけて処理しています。個人的には燃やして灰にしてみらうのが一番安心できるので、シュレッダーにかけて古紙としてリサイクルする方法については不安が残ります。

山川会長 従来はそうだったと思いますが、個人情報の保護をした上でリサイクルする方法もあるという状況になってきていますので、その方法をこれから活用していけばいいと思います。

紙ごみに関する取り組み案について特に指摘部分はないということです。広報等でしっかり周知をしていくこととペーパーレス化の推進についてのご意見もありましたので、事務局の方で検討の程お願いします。

### 【議題1 資料3「公平な受益者負担の実現」について】

山川会長 続きまして3つ目の議題「公平な受益者負担の実現について」事務局よりお願いします。

福田課長 それでは、3つ目のテーマ「公平な受益者負担の実施」についてご説明いたします。資料3をご覧ください。前方のスクリーンでも資料と同じものをご覧ください。ここでは、3項目に分けてご説明いたします。

2ページをご覧ください。この資料は、前回、第6回の審議会の際、議論の前段に総論としてご説明させていただいた資料の一部と同じものです。

舞鶴市では、ごみの減量化とあわせ、ごみの排出量に応じた負担を求めるため、平成17年度に指定袋制度による可燃ごみの有料化をはじめ、その結果、可燃ごみが約2割減量しました。

また、市外からの持ち込みや産業廃棄物の流入などのルール違反への対策としての側面もあり、それらに配慮しつつ、公平な受益者負担の観点から、ルールを守っている人に損をさせないごみの減量化に取り組む必要があります。

3ページをご覧ください。本来は、市民や事業者など適正に排出している人が公平にごみ処理費用を負担していただくこととなりますが、市外からの持ち込みや産業廃棄物の持ち込みなど、不適正排出者がいると、適正に排出している人が、不適正排出者の分までごみ処理

費用を負担しなければならないこととなります。

そのようなことから、ルールを守らない「ただ乗り」を排除し、適正にごみを受け入れる取り組みが必要であります。

4 ページでは、一般的な有料化の目的についてご説明いたします。

まず1つ目としては、公平性の確保であります。ごみの減量に努力している人に不公平感が生じないように、ごみを出す量に応じた負担をすることで公平性が確保されます。

次に2つ目として、排出抑制の促進があります。費用負担を減らそうとする動機付けが働き、ごみの排出抑制が期待できます。

最後に3つ目として、ごみの減量・資源化の促進があります。ごみの排出抑制や分別による資源化の促進の結果、焼却処理量や埋立処分量の削減が期待できます。

5 ページをご覧ください。有料化による効果についてであります。先ほどもご説明しましたとおり、舞鶴市では、平成17年度の可燃ごみの有料化以降、約2割の減量効果がありました。

6 ページをご覧ください。有料化の仕組みについてであります。「ごみを減らせば支出が減る排出抑制」、「市民への減量啓発効果」、「生ごみ処理機や紙ごみの分別排出など減量施策の導入効果」、「越境ごみや産業廃棄物の減少」などがあげられます。

7 ページをご覧ください。東洋大学教授のデータによりますと、全国の市区町村では、63.5%が有料化を実施している結果となっております。ちなみに舞鶴市につきましても、可燃ごみの有料化を実施しておりますので、63.5%に含まれております。

下のグラフを見ていただくと一目瞭然ですが、近年、有料化を実施している市区町村が増えてきております。

次に8 ページをご覧ください。近隣市の家庭ごみの有料化の状況についてであります。舞鶴市以外では、京丹後市が資源ごみを無料で回収しており、他の市では、可燃ごみのほか、不燃ごみ、資源ごみとも一部を除き、すべて有料化されております。

9 ページをご覧ください。越境ごみの問題についてであります。市民も事業者もごみ処理費用は少しでも減らしたいと思うのは同じです。しかしながら、そうなるとごみ処理費用が安いところに持ち込まれる可能性が出てきます。

舞鶴市が他市より安いと舞鶴市の施設に持ち込まれる可能性があります。これは舞鶴市に限ったことではなく、他市でも同じことが言えます。

10 ページをご覧ください。可燃ごみにつきましては、清掃事務所において、係員による目視検査を実施しておりますが、食品製造業等の残渣物や不燃ごみなどの産業廃棄物のほか、リサイクルされるべき紙の混入が見受けられます。

また、不燃ごみにつきましては、リサイクルプラザにおいて、受付時に氏名・住所等の記入、係員による目視検査を実施しておりますが、家庭ごみを装った事業者や舞鶴市民を装った市外からのごみの持ち込みのほか、廃プラスチックなどの産業廃棄物の持ち込みが見受けられます。

これは、産業廃棄物として処理すれば有料になりますが、市の施設なら不燃ごみは無料であることが原因であると考えられます。

11 ページをご覧ください。他自治体における取り組み事例についてであります。 「施設係員による目視検査」のほか、事業系ごみの減量の議論の際にもご説明させていただいた「搬入車両に対する展開検査」、「施設への搬入許可証、事前登録制度、予約制」や「事業系ごみを対象としたごみ減量啓発」、「ごみ有料化・手数料の見直し」等が挙げられます。

12 ページでは、桐生市の取り組み事例を紹介させていただきます。桐生市は、平成 26 年度の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は群馬県内の 12 市の中でワースト 2 位でした。そのうち、事業系ごみは県内の中でワースト 1 位でした。

そのような状況の中、平成 28 年度より事業系ごみに特化し、適正排出対策を実施されました。1 つ目は、展開検査を毎週実施。2 つ目は、施設搬入時、申請用紙に新たに住所や排出場所の記入の義務付け。3 つ目は、商工会議所を通じて、市内事業者に対してごみの適正排出の周知や啓発に力を入れられました。

その結果、平成 28 年度の排出量は、事業系ごみで前年度比約 28% 減、総排出量でも、前年度比約 10% 減という効果があったそうです。

経済規模や地域特性が異なるため、舞鶴市で同様の取り組みを行ったとしても、同様の効果があると考えているわけではありません。搬入時のチェックで減量できた事例として紹介させていただきました。

最後に 13 ページをご覧ください。これまで説明しました内容からまず舞鶴市において、公平な受益者負担の観点から、「越境ごみやただ乗りなど不適正排出に対する取り組み」と「他市の取り組み事例を参考にしたごみの受入れ体制の見直し」が早急に必要であると考えら

れます。

公平な受益者負担の実施についての説明は以上であります。

山川会長      ありがとうございました。ご質問等ございましたらお願いします。

青山委員      8 ページの近隣市町の有料化情報の資料がありますが、これはいい資料だなと思いました。例えば可燃ごみの有料化は指定袋制度でしているところがほとんどだと思いますが、資源ごみや不燃ごみを有料化している市町村は指定袋制度によって有料化しているという事でしょうか。

福田課長      他市の事例ですが、不燃ごみについては基本的に可燃ごみと同様に指定袋制度によりされているところが多いです。資源ごみについても同様にされており、中でも容器包装プラスチック、発泡スチロールといった一部のものについては袋に入れて排出してもらうことで有料化されています。

そのほかに、直接搬入を有料化している市町村があり、袋による搬入のほか、福知山市や宮津市では従量制で不燃ごみや資源ごみの有料化をされておられます。

山川会長      直接搬入時の有料化というのは施設に直接持ち込んだときにトラックや車の重量で量り、1 kgあたりいくらという形でされているということですね。

他に何かご意見等ありますか。

青山委員      たくさんごみを排出する事業所にはごみ減量化計画を作ってもらおうという話がありましたが、事業所が回収業者と直接契約すれば恐らく従量制になると思います。そうなるとごみを減量しないと回収業者に払うお金が多くなりますが、舞鶴市では施設に直接搬入すれば袋代だけで処理できてしまいます。直接搬入についても従量制で何kgだと何円というように処理費用を取ることであれば、処理費用を減らしていこうという風に企業側の考え方も変わるといいますので従量制という方法で費用を取っても良いのではないかと思います。

先程も例として挙げました京都市での直接搬入では、最初にごみを積んだ状態で計量し、ごみを捨てた後に再度計量して、繰り越したごみの量に対して何kgまでは何円という形でしています。なかなかリー



ズナブルな値段ですし、処理に困るものを搬入すれば処理していただけるので市民としてもありがたいと思います。

山川会長      ありがとうございます。  
事業系ごみの直接搬入についても袋に入れて搬入されていますか。

福田課長      事業用の別の袋がありますのでそれを購入いただいてその袋に入れて搬入いただいています。

青山委員      他市から搬入することも可能ですか。

山川会長      処理料金がそんなに高くないので搬入されているケースもあると思います。  
事業用の指定袋は一袋あたりいくらですか。

福田課長      事業用も家庭用の指定袋の金額は同じで、45ℓの袋だと 1 枚 40 円です。

山川会長      産業廃棄物の金額についてあまり詳しくないですが、少なくとも直接搬入よりも金額が高いと思うので、搬入することで産業廃棄物として処理するよりも安く処理できると思います。

足立委員      越境ごみについての資料を見せていただいた時に思ったのですが、やはり他市で搬入手数料が無料なら他市に持って行くのも仕方ないと思いました。

無料だったものを有料にする時に、僕は審議会に参加しているのでやむを得ないと思いますけど、市民の方は嫌だなと思うのではないかと思います。

他市では有料化によって得た費用は何に充てているのか、どのような経緯で有料化したのか、また、舞鶴市で有料化するとなればこの費用に充てますというようなお金の使い道について、どのように市民の方に伝えていくのかお聞かせください。

福田課長      他市の事例までは把握しておりませんが、舞鶴市が平成 17 年に有料化した時には、審議会において審議いただき、答申を頂いたのち、各自治会に説明し理解を得ました。

可燃ごみの有料化によって得たお金については、主に可燃ごみにかかる啓発や事業、清掃事務所の維持管理に充てており、使い道については、「ごみ減量ニュース」等のチラシを発行し市民の方に報告しています。今後、もし、不燃ごみの有料化を行った場合も同じような過程で市民に理解をいただきたいと思います。

足立委員 不燃物を有料化した場合は何に充てられる予定ですか。

福田課長 手数料で得たお金をどのように活用していくかについては、今後検討していきたいと思います。その時にはまた皆さんのご意見もいただき参考にさせていただけたらと思います。

飯尾部長 当然まだ決まっておりませんが、ご意見として挙がっております。月 1 回の収集が少ないということですが、月 1 回の収集で年間約 1 億何千万円の費用がかかっています。極端な話になりますが不燃ごみの収集を月 2 回にするとさらに 1 億円の費用がかかりますので収集を 2 回にするのは難しいです。

しかし、今後、市民サービスの向上について検討していかないといけないので、有料化についても検討する必要があると思います。料金をいくりにするのかについては近隣自治体の事例を参考にし、何に使うかを検討した上で値段設定する必要があると思います。

山川会長 例えば東京の田町で有料化をした時には、袋に入れずに出される等が問題視されていたこともあり、戸別収集しましょうということになり、家庭から出るごみを各家の前に出してもらう形で収集を始めました。当然収集費用が増えますが、有料化で得たお金を補填し収集をされています。また、有料化で得たお金を積み立てて施設更新の時に使うという形で活用している自治体もあります。

京都市では、減量基金という形でいろんな市民団体からごみ減量プロジェクト案を募集し、実際に行うとなった時に資金として活用しています。また、ごみの減量には、温暖化対策としての側面もありますので、温暖化対策にかかるプロジェクトにお金を充てている事例もあります。自治体によって色々な工夫をしながら有料化をされています。また、有料化によって排出するのに大きな負担が掛かる人へのサポートにもコストがかかってきますので、様々な面において考えていくことが必要です。

谷口委員 月 1 回の不燃ごみの費用が約 1 億何千万かかるというのは収集だけの費用ですか。

飯尾部長 収集運搬のみの費用になります。毎日、舞鶴市内の自治会を順番に収集していますので、年間だとこれぐらいの費用がかかります。

谷口委員 その費用は、処理費用も含めての費用ですか。

飯尾部長 処理費用を含めると費用はもっとかかります。可燃ごみの収集運搬費用は 2 億円程かかっているので、可燃ごみと不燃ごみを合わせると 3 億円程かかっています。

足立委員 可燃ごみの収集は、週 2 回あるので費用が 2 億程かかってしまっても仕方ないと思いますが、月 1 回の不燃ごみの収集費用が 1 億かかるのですか。

山川会長 出てくるごみの量が違いますし、可燃ごみはパッカー車に積んで全て回収するのに対し、不燃ごみの場合はビンだけを回収する車、ペットボトルだけを回収する車、缶だけを回収する車というようにたくさんの車を一齐に手配して回収しますので、費用がとてまかかってしまいます。

足立委員 多くかかる経費が人件費で、車や設備は一度購入すればその後の経費はかからないと思いますが、そんなに費用がかかるのですか。

山川会長 台数が増えていきますし、舞鶴市の場合はごみ収集にかかる作業員の作業量が多いです。他の自治体と比べても相当多いと思います。異物や小型家電をその場で取り除かれていますし、他にも色々な作業を現場でされていますので、単に月一回収集をしているというイメージで他市と比べるとだいぶ違いが出てくると思います。

青山委員 他のところで売却するために分別されているということですか。それともその状態だと処理ができないからですか。

飯尾部長 どちらもあります。

有価で引き取ってもらう場合、良い状態の方が引き取り時の単価が高くなりますし、分別しないと処理できないと法律で決まっているものもあります。また、物理的な問題で分別しないと処理できないものもあります。処理できないということを理由に埋め立ててしまうと、今度は最終処分場が早く埋まってしまいます。新しく最終処分場を作ってしまうと十何億円の費用がかかりますし、どこでも作れるというわけでもありません。既存の最終処分場を長持ちさせないといけないため、現在の状況になっているというところです。

西山委員 不燃ごみの収集を月 1 回から月 2 回に増やす時に、全部の品目を月 2 回収集するのではなく、例えば古紙、缶、ペットボトルというように何品目かだけを 2 回収集するという形で収集しても良いと思います。

有料化の事については、このように資料等を見せていただくと良い事だと思います。しかし、越境ごみを抑制するために有料化をするというのは趣旨が違うのではないかと思います。

山川会長 越境ごみを抑制するために有料化をするというのではなく、あくまでそのような側面もあるということです。

2R の次の課題と関係してきます越境ごみ、不適正排出にかかる取り組みを進めていくことと、他市の取り組みを参考にした受け入れ体制の見直しの 2 つの課題について市から提案いただいておりますが、これについて何かご意見等があればお願いします。

(異議なし)

山川会長 なければ、この方向で進めていただくということでお願いします。

**【資料 4 「平成 29 年度のスケジュール」について】**

山川会長 その他について事務局から説明をお願いします。

福田課長 議題 (2) その他につきまして今後のスケジュールをご説明いたします。

資料 4 の「平成 29 年度スケジュール」をご覧ください。4 月に市長から諮問いたしました 3 つの事項のうち、2 つについてご審議を頂

いたこととなります。

この審議会では残る諮問事項につき、ライフスタイルの変化や高齢化への対応についてご審議いただき、意見を取りまとめていただくこととなりますが、答申書案に関する審議が数か月先となりますので、次回の審議会では第6回、第7回でご審議いただきました2Rのまとめをしていただき、その後、諮問事項3「ライフスタイルの変化や高齢化への対応」についてご審議いただきたいと考えております。

こうしたまとめの時間を設けますと、審議の進行によって時間が不足することも考えられますので、その際には追加審議について改めてご相談をさせていただきたいと考えており、次回の審議会については3月27日の午前中に開催させていただきたいと思っております。

山川会長 次回の審議会は3月27日の午前中に行うということでお願いします。

それでは事務局にお返しします。

田中主幹 本日は長時間にわたりご審議いただきありがとうございます。閉会にあたりまして、市民文化環境部長の飯尾からご挨拶させていただきます。

飯尾部長 皆様、長時間にわたりご審議いただきありがとうございます。さて、本日は、前回に続き、諮問事項2「2R（リデュース・リユース）の推進」に関連して、「事業系ごみの減量」「紙ごみの減量」「公平な受益者負担の実現」の3つのテーマについてご審議いただきました。

この、2Rというテーマ、つまり「ごみの発生抑制」そして「再使用」の推進は、本市の「舞鶴市一般廃棄物 処理基本計画」においても最も優先順位の高い基本方針に位置付けており、市民一人ひとりが日常生活において、また、事業活動において取り組みを推進していくことと記載しているところです。

しかしながら、この2Rの推進は、私たちの生活に大変身近な台所ごみから海洋環境・地球環境にまで及んでおり、課題解決は一様ではなく、また、その定着には多くの市民の皆様の地道な取り組みが不可欠であります。

次回の審議会においては、2回にわたり審議いただいたこの「2Rの推進」について意見整理を行い、第3の諮問事項である「ライフス

「トイレの変化や高齢化などへの対応」についてご審議いただくこととなります。

これまでにご審議いただいたテーマは、これからご審議いただく事項とも密接に関わりがあります。議題が変わりましても、本市の2Rのさらなる推進に向けて、様々なご意見・ご提言を賜りたいと考えておりますので、委員の皆様には引き続きよろしく願いいたします。

田中主幹 事務局からは以上です。

以上をもちまして、本日の舞鶴市廃棄物減量等推進審議会を終了とさせていただきます。

本日は、お忙しいところ、誠にありがとうございました。

【閉会 午前12:00】